

所属税理士制度（税理士法施行規則第1条の2）に 関するQ & A

平成 26 年 10 月 15 日

日本税理士会連合会

業 務 対 策 部

目 次

＜本 Q & A について＞	1
----------------	---

＜ Q & A ＞

（１）施行規則第 1 条の 2 第 2 項（承諾）関係	1
-----------------------------	---

Q 1. 所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受けるためには、どのような手続きが必要になりますか。また、所属税理士自身の判断のみで自ら業務の委嘱を受けることはできますか。

Q 2. 承諾の対象となる業務は何ですか。

Q 3. 承諾書面の様式は定められていますか。

Q 4. 施行規則第 1 条の 2 第 2 項に規定される「その都度」、「あらかじめ」という文言はどのような意味ですか。

Q 5. 承諾の対象とする業務について、例えば、税理士業務について、税務代理（法第 2 条第 1 項第 1 号）のうち、税務調査の立会いについては使用者税理士等が委嘱を受けるが、その他の業務（税務調査の立会い以外の税務代理、税務書類の作成、税務相談）については所属税理士が委嘱を受ける等、業務の範囲を一部除外した承諾を行うことは可能ですか。

Q 6. 使用者税理士等が所得税及び消費税等を受任している顧客について、所属税理士が相続税について委嘱を受けることは可能ですか。

Q 7. 所属税理士がある法人委嘱者に係る業務を直接受任し、これとあわせて当該法人の代表者等の所得税申告等に係る業務を直接受任する場合、使用者税理士等から各々について承諾を得る必要がありますか。

Q 8. 使用者税理士等の承諾に有効期限はありますか。

（２）施行規則第 1 条の 2 第 3 項（委嘱者への説明）関係	3
----------------------------------	---

Q 9. 施行規則第 1 条の 2 第 3 項に規定される委嘱者への説明はどのように行えばよいですか。

Q 10. Q 9 の委嘱者へ交付し説明する書面の様式は定められていますか。

Q 11. 委嘱者への説明義務を果たすには、書面の交付のみで足りますか。

（３）施行規則第 1 条の 2 第 5 項（委嘱者の確認）関係	4
---------------------------------	---

Q 12. 施行規則第 1 条の 2 第 5 項に規定する、委嘱者へ説明を行った旨を記載した書面はどのようなものですか。また、様式は定められていますか。

（４）施行規則第 1 条の 2 第 7 項（終了等の報告）関係	5
---------------------------------	---

Q 13. 施行規則第 1 条の 2 第 7 項に規定する、直接受任業務が終了等したときの報告はどのようなものですか。

Q 14. 例えば、所属税理士が相続税業務を直接受任した場合、相続税申告を行った後、当該申告に関する調査が数年後に行われ、調査立会いが必要となる可能性がありますが、このような場合と施行規則第 1 条の 2 第 7 項との兼ね合いはどのように考えればよいですか。

(5) 各書面全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

Q15. 施行規則第1条の2各項に規定される書面は、保存義務がありますか。

(6) 所属税理士と使用者税理士等間における各種約定等について・・・・・・・・・・・・ 6

Q16. 所属税理士が使用者税理士等の承諾を得て直接受任業務を行う場合、使用者税理士等の事務所の設備等を利用し業務を行うことが想定されますが、この際の経費の負担等はどうに考えればよいですか。

Q17. Q16に関連し、所属税理士が使用者税理士等の承諾を得て直接受任業務を行う場合に、その他に、所属税理士と使用者税理士等との間で雇用契約書又は約定書等で明らかにしておくべきことはありますか。

(7) 権利義務関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

Q18. 所属税理士が直接受任業務を行うに当たり、懲戒処分の対象となることはありますか。

Q19. 所属税理士が直接受任業務において不正行為を行い、税理士法上の懲戒処分を受けた場合、当該直接受任業務に承諾した使用者税理士等も懲戒処分の対象になりますか。

Q20. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、法第30条に規定する税務代理権限証書は、所属税理士の自らの名で提出するのですか。

Q21. 所属税理士が直接受任業務において、法第33条の規定により、税務書類に署名押印する場合、どのような付記（法第33条第3項）を行う必要がありますか。

Q22. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、補助者として業務に従事する使用者税理士等の事務所以外に、自らの事務所を設置することはできますか。

Q23. 所属税理士が直接受任業務を行うに当たって知り得た秘密は、法第38条の守秘義務の対象となりますか。また、Q22から、所属税理士が直接受任業務において、その業務を遂行し、自らの委嘱者の財務書類や申告書等を管理保存する場所は、自らが補助者として業務に従事する使用者税理士等の事務所内となり、使用者税理士等並びに他の使用人その他従業者がこれらを閲覧できる可能性があります。守秘義務との兼ね合いはどのように考えればよいですか。

Q24. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、自らの使用人その他従業者（直接受任業務を補助する職員、青色専従者、アルバイト、パート等）を持つことができますか。

Q25. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、法第41条に作成・保存義務が規定されている帳簿（以下「業務処理簿」といいます。）は、他の税理士又は税理士法人の補助者として業務に従事する場合の業務処理簿と分けて作成・保存する必要がありますか。

Q26. 所属税理士の税務支援への従事義務はどのように考えればよいですか。また、使用者税理士等の承諾を得たうえで、所属税理士が税務支援業務を直接受任することは可能ですか。

(8) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

Q27. 所属税理士が直接受任業務を行っている途中で、開業税理士又は税理士法人の社員税理士に登録変更し、当該委嘱者についてそのまま継続して当該開業税理士事務所又は税理士法人において業務を行いたい場合、どのような手続きが必要ですか。

Q28. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、その報酬を自らの名で収受することはできま

すか。また、自らの名で報酬を収受することができる場合、所得区分はどうなりますか。

Q29. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、自ら責任を負うこととなりますが、直接受任業務に起因して委嘱者に財産上の損害を与えることにより損害賠償義務が生じることを想定し、税理士職業賠償責任保険に所属税理士自身が加入することは可能ですか。

<参考書式> 12

【様式1】業務委嘱に関する承諾書（施行規則第1条の2第2項）

【様式2】業務委嘱に関する説明書（施行規則第1条の2第3項及び第4項）

【様式3】業務委嘱に関する説明確認書（施行規則第1条の2第5項）

【様式4】委嘱契約終了等報告書（施行規則第1条の2第7項）

【参考様式】所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の約定書

【参考様式：様式2附属】所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の重要事項説明書

<関連法令> 23

＜本Q & Aについて＞

平成 26 年 3 月 31 日に公布された改正税理士法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第 8 条第 2 号ロに規定するところにより、従来の補助税理士の名称が「所属税理士」に改められることになりました（平成 27 年 4 月 1 日から施行）。

所属税理士は、原則として、従来の補助税理士と同様に、税理士法（以下「法」といいます。）第 2 条第 3 項の規定により、税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士の税理士事務所に勤務し、又は当該税理士法人に所属し、法第 2 条第 1 項又は第 2 項の業務（以下「税理士業務等」といいます。）に従事することとされています。

ところで、今般改正された施行規則第 1 条の 2 第 2 項においては、使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得ることにより、所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて税理士業務等に従事できることとされました。

本 Q & A は、所属税理士及びその使用者であり承諾者となる税理士又は税理士法人が、上記の施行規則第 1 条の 2 の規定を運用するに当たり、生じると想定される様々な疑問点について、国税庁に確認のうえ、一定の解釈を示したものです。

会員各位におかれては、この Q & A を参考にいただき、所属税理士制度の適切な運用を図られますようお願いいたします。

＜Q & A＞

（１）施行規則第 1 条の 2 第 2 項（承諾）関係

Q 1. 所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受けるためには、どのような手続きが必要になりますか。また、所属税理士自身の判断のみで自ら業務の委嘱を受けることはできますか。

A 1. 施行規則第 1 条の 2 第 2 項に規定されているとおり、所属税理士自身の判断のみで自ら業務の委嘱を受けることはできず、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人（以下「使用者税理士等」といいます。）の書面による承諾が必要になります（口頭のみによる承諾は認められません）。

※ 使用者税理士等の承諾書面については、Q 3 参照。

Q 2. 承諾の対象となる業務は何ですか。

A 2. 法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する業務（第 1 号…税務代理、第 2 号…税務書類の作成、第 3 号…税務相談）と同条第 2 項に規定する業務（税理士業務に付随した財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務）が対象となります。

Q 3. 承諾書面の様式は定められていますか。

A 3. 承諾書面の様式は特に法定されていませんが、日税連が参考様式として「業務委嘱に関する承諾書【様式 1】」を本 Q & A の末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

Q 4. 施行規則第 1 条の 2 第 2 項に規定される「その都度」、「あらかじめ」という文言はどのような意味ですか。

A 4. 施行規則第 1 条の 2 第 2 項には、「…その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。」と規定されています。

この「その都度」とは、委嘱者毎に、それぞれ承諾を得る必要があるということです。例えば、所属税理士が委嘱者 A（法人）の求めに応じ、自ら委嘱を受けて業務（以下「直接受任業務」といいます。）に従事しようとする場合に使用者税理士等から承諾を得たとしても、委嘱者 B（委嘱者 A の代表者等）について、同様に直接受任業務に従事しようとする場合には、使用者税理士等の承諾を別に得る必要があります（委嘱契約が終了するまでの間の年分（事業年度）毎の承諾を得る必要はありません。）【Q 6 参照】。

また、「あらかじめ」とは、所属税理士が直接受任業務を開始する前、つまり所属税理士と委嘱者が業務委嘱契約を締結する前に、使用者税理士等から事前の承諾を得る必要があります。ついては、所属税理士が自らの判断のみで委嘱者と契約のうえ直接受任業務を開始し、事後的に使用者税理士等から承諾を得ることは認められません。

Q 5. 承諾の対象とする業務について、例えば、税理士業務について、税務代理（法第 2 条第 1 項第 1 号）のうち、税務調査の立会いについては使用者税理士等が委嘱を受けるが、その他の業務（税務調査の立会い以外の税務代理、税務書類の作成、税務相談）については所属税理士が委嘱を受ける等、業務の範囲を一部除外した承諾を行うことは可能ですか。

A 5. 所属税理士制度は、所属税理士の本来業務は補助業務であるという前提に立ちつつも、次代を担う所属税理士の独立開業の一助となることを視野に入れ、委嘱者の誤認防止や責任の所在の明確化など納税者保護の観点から使用者税理士等の承諾等一定の手続きを経たうえで、当該委嘱者に係る税理士業務等について、一人の税理士として委嘱者から直接業務を受けるものとして創設した制度です。

したがって、ご質問のような委嘱者に係る税理士業務のうち、使用者税理士等が税務調査の調査立会いを受任し、所属税理士がその他の業務（税務調査の立会い以外の税務代理、税務書類の作成及び税務相談）を受任するような形態は、上記の所属税理士制度創設の趣旨から適切ではなく、この場合は、使用者税理士等が自ら当該委嘱者に係る税理士業務の全ての業務を受任したうえで、所属税理士を補助者とさせるか、又は所属税理士が全ての業務を受任することを前提としたうえで、承諾を行うことが適当です。

Q 6. 使用者税理士等が所得税及び消費税等を受任している顧客について、所属税理士が相続税について委嘱を受けることは可能ですか。

A 6. ご質問のような使用者税理士等が委嘱者から所得税及び消費税等に係る全て

の業務を受任し、所属税理士が当該委嘱者から相続税に係る全ての業務を受任するような形態は、所属税理士制度創設の趣旨（Q 5 参照）から問題はありません。

ただし、使用者税理士等が委嘱者から所得税に係る業務を受任し、所属税理士が当該委嘱者の消費税に係る業務を受任するようなケースは、所得税と消費税等が密接に関連した税目であり、責任の所在が不明確となり納税者保護の観点及び所属税理士制度の趣旨から適切ではありません。

Q 7. 所属税理士がある法人委嘱者に係る業務を直接受任し、これとあわせて当該法人の代表者等の所得税申告等に係る業務を直接受任する場合、使用者税理士等から各々について承諾を得る必要がありますか。

A 7. 所属税理士の本来業務は使用者税理士等の補助業務であり、使用者税理士等が所属税理士の直接受任を承諾することは、使用者税理士等自らの業務及び委嘱者に影響を与えることから、使用者税理士等の事前の承諾等一定の手続きを経ることとされています。

このため、法人委嘱者及び当該法人の代表者等から直接受任の委嘱を受けるに当たっては各々について使用者税理士等の事前の承諾を得る必要があります【Q 4 参照】。

Q 8. 使用者税理士等の承諾に有効期限はありますか。

A 8. 使用者税理士等が所属税理士に対し委嘱者 A に係る直接受任業務の承諾を行った場合は、所属税理士は委嘱者 A との委嘱契約終了までの間は継続して直接受任した業務を行うことができます（年分（事業年度）毎の承諾は不要です。）。

ただし、所属税理士と委嘱者 A との間の委嘱契約が終了した場合には、所属税理士は使用者税理士等に対し、施行規則第 1 条の 2 第 7 項に規定する終了した旨の報告を速やかに行わなければなりません。

（２）施行規則第 1 条の 2 第 3 項（委嘱者への説明）関係

Q 9. 施行規則第 1 条の 2 第 3 項に規定される委嘱者への説明はどのように行えばよいですか。

A 9. 施行規則第 1 条の 2 第 3 項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項（下掲）を記載した説明書面を委嘱者に交付し説明する必要があります（口頭のみによる説明は認められません。）。

また、委嘱者への説明の際には、施行規則第 1 条の 2 第 2 項に規定される使用者税理士等の承諾書面（Q 3 参照）の写しを添付する必要があるほか、同条第 4 項に規定するところにより、所属税理士が当該説明書面に署名押印を行う必要があります。

【参考】施行規則第1条の2第3項各号に規定する説明義務事項

- 1号 所属税理士である旨
- 2号 その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地
- 3号 その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨
- 4号 自らの責任において委嘱を受けて税理士業務等に従事する旨

Q10. Q9の委嘱者へ交付し説明する書面の様式は定められていますか。

A10. 書面の様式は特に法定されていませんが、日税連が参考様式として「業務委嘱に関する説明書【様式2】」を本Q&Aの末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

なお、任意の書面によることも可能ですが、その場合、所属税理士は、施行規則第1条の2第3項第1号から第4号までに掲げる事項を必ず記載のうえ署名押印する必要があります（Q9参照。）。

Q11. 委嘱者への説明義務を果たすには、書面の交付のみで足りますか。

A11. 施行規則第1条の2第3項には、委嘱者に書面を「交付」し、各事項について「説明」しなければならないと規定されていることから、単に書面を交付するだけでは足りず、所属税理士が委嘱者に対し書面の記載事項について十分に説明し、委嘱者の確認・理解を得る必要があります。また、当該所属税理士が直接受任業務を行うに当たり、委嘱者との信頼関係を構築する観点からも、十分に説明することが重要です。

なお、日税連では、上記の説明を補完するものとして、別途利用できるよう、直接受任業務に係る重要事項を説明する書面を設け、当該重要事項説明書の参考様式（様式2附属）として「所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の重要事項説明書（モデル）」を本Q&Aの末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

（3）施行規則第1条の2第5項（委嘱者の確認）関係

Q12. 施行規則第1条の2第5項に規定する、委嘱者へ説明を行った旨を記載した書面はどのようなものですか。また、様式は定められていますか。

A12. 所属税理士は、施行規則第1条の2第3項に規定する事項を委嘱者に説明した場合には、同条第5項の規定により、委嘱者から、説明を受けた旨を記載した書面に署名押印を得なければなりません。

この確認書面の様式は特に法定されていませんが、日税連が参考様式として「業務委嘱に関する説明確認書【様式3】」を本Q&Aの末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

なお、施行規則第1条の2第6項の規定により、所属税理士は、上記の委嘱者

の署名押印を得た確認書面の写しを使用者税理士等に提出しなければなりません。

（４）施行規則第１条の２第７項（終了等の報告）関係

Q13. 施行規則第１条の２第７項に規定する、直接受任業務が終了等したときの報告はどのようなものですか。

A13. 所属税理士が行う直接受任業務について、委嘱者との委嘱契約が終了した場合、又は使用者税理士等から承諾を得たものの結果的に委嘱者と委嘱契約に至らなかった場合は、その旨を所属税理士が使用者税理士等に報告することとなります。

この報告書面の様式は法定されておらず、口頭によることも可能ですが、日税連としては、直接受任業務が終了等したことを使用者税理士等と所属税理士間で明確に確認するためには、書面を用いることが有用であると考え、参考様式として「委嘱契約終了等報告書【様式４】」を本Q&Aの末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

なお、ここでいう「終了」とは、例えば当該委嘱者との業務契約が満了、もしくは途中終了（途中解約）し、今後当該委嘱者に対し、直接受任業務を一切提供することがなくなった状態になることをいいます。

Q14. 例えば、所属税理士が相続税業務を直接受任した場合、相続税申告を行った後、当該申告に関する調査が数年後に行われ、調査立会いが必要となる可能性があります、このような場合と施行規則第１条の２第７項との兼ね合いはどのように考えればよいですか。

A14. 所属税理士と委嘱者との間の委嘱契約の内容によることとなります。

例えば、当該委嘱契約が相続税申告書の提出（申告）により当該契約が終了する内容であれば、相続税申告手続き完了後、速やかに施行規則第１条の２第７項の終了の報告を行うこととなります。この場合、当該契約終了後に当該相続税申告の調査に当該所属税理士が税務代理するためには、再度、施行規則第１条の２各項に規定する使用者税理士等の承諾等一定の手続きを経なければ、税務代理を行うことはできません。

また、当該委嘱契約が相続税申告書の申告手続き及び調査等の際の税務代理とする内容であれば、当該税務代理終了後又は税務代理の可能な期間終了後に、施行規則第１条の２第７項の終了の報告を行うこととなります。

（５）各書面全般

Q15. 施行規則第１条の２各項に規定される書面は、保存義務がありますか。

A15. 施行規則第１条の２各項に規定される書面の保存義務については、特に法定されておられません。

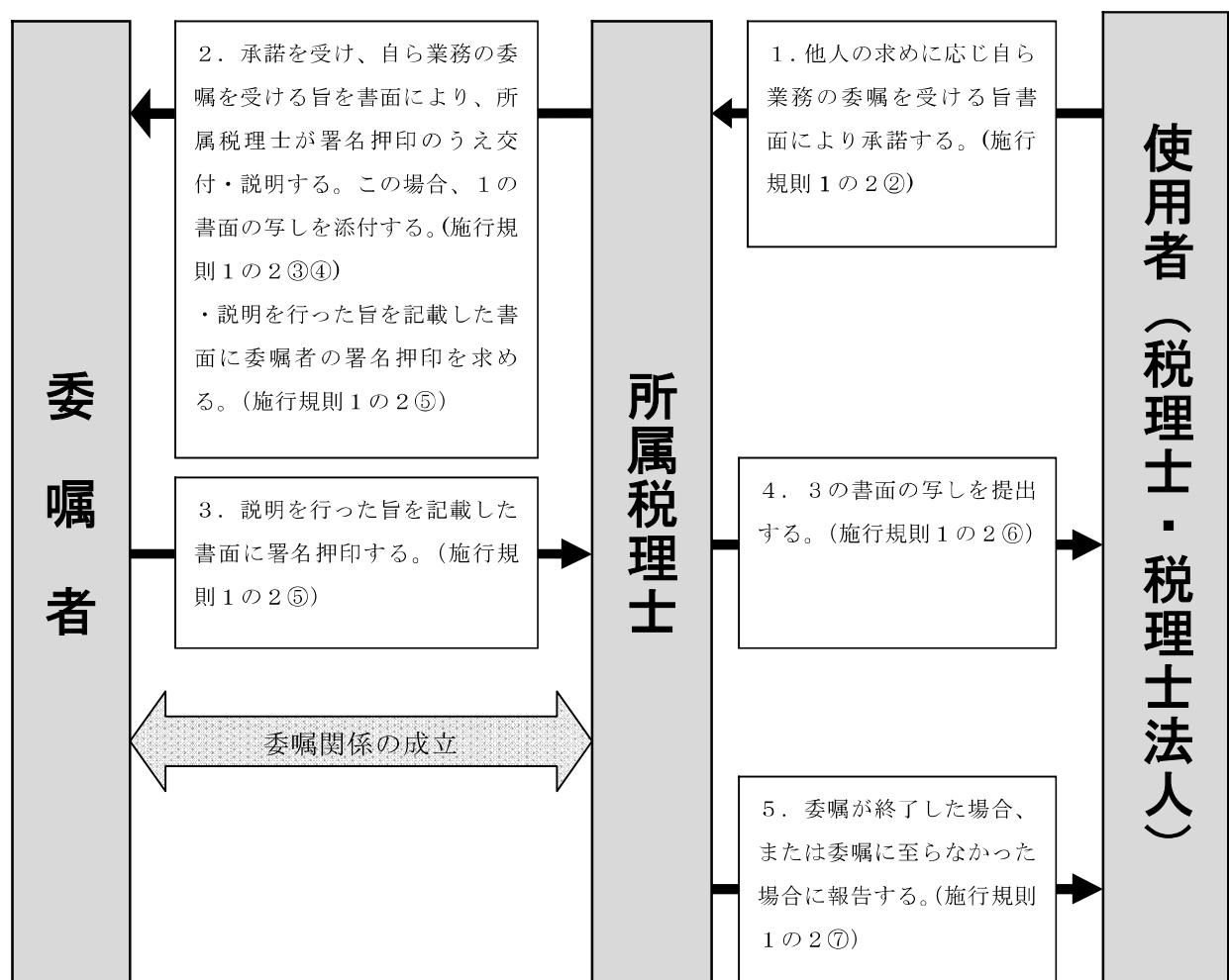
ただし、これらの書面は、委嘱者、所属税理士及び使用者税理士等の３者間において責任の所在を明らかにするものであり、使用者税理士等及び所属税理士は、

所属税理士と委嘱者間における直接受任業務契約が継続している期間は当然ながら、当該契約が終了し施行規則第1条の2第7項の終了の報告を行った後も数年間は、各書面は保存しておくことが望ましいと考えます。

《参考》

日税連としては、法第41条に定める業務処理簿は、委嘱者別に、かつ、一件ごとに業務の内容及びてん末を記載しなければならない、帳簿の閉鎖後も5年間保存しなければならないこととなっているため、所属税理士は、委嘱契約終了後も業務処理簿を廃棄するまでは保存しておくことが望ましいと考えます。

【参考】所属税理士の直接受任に係る基本的スキーム



(6) 所属税理士と使用者税理士等間における各種約定等について

Q16. 所属税理士が使用者税理士等の承諾を得て直接受任業務を行う場合、使用者税理士等の事務所の設備等を利用し業務を行うことが想定されますが、この際の経費の負担等はどのように考えればよいですか。

A16. 所属税理士と使用者税理士等との間には、当然に前提となる雇用契約関係が

存在します。所属税理士と使用者税理士等との間で雇用契約を結ぶ際の雇用契約書等に、又は事後的に約定書等に、所属税理士が直接受任業務を行う場合に事務所設備を使用する場合の経費の負担等について定めておくことが有用と考えます。

上記のような約定書の参考書面として、日税連が参考様式として「所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の約定書（モデル）」を本Q & Aの末尾に添付しているほか、日税連ホームページ等に掲載しておりますのでご参照ください。

Q17. Q16に関連し、所属税理士が使用者税理士等の承諾を得て直接受任業務を行う場合に、その他に、所属税理士と使用者税理士等との間で雇用契約書又は約定書等で明らかにしておくべきことはありますか。

A17. 例えば、所属税理士が直接受任業務を行うに当たっては、使用者税理士等の補助者として行う業務に支障が出ないように努める旨を明示する「忠実義務」や、直接受任業務に係る責任はすべて所属税理士が負うことを明示した「責任の所在」等が考えられます。

ただし、使用者税理士等と所属税理士との雇用契約の内容や、各税理士事務所及び税理士法人における補助者、使用人の雇用・勤務形態等は千差万別であると考えられるため、個別の事情に応じ、使用者税理士等と所属税理士が協議のうえ、必要と思われる事項を雇用契約書又は約定書等で明らかにしておくことが重要であると考えます。

（７）権利義務関係

Q18. 所属税理士が直接受任業務を行うに当たり、懲戒処分の対象となることはありますか。

A18. 所属税理士の直接受任業務において真正の事実と反して税務書類の作成をする等の不正行為を行った場合には、当然、税理士法上の懲戒処分の対象となります。

Q19. 所属税理士が直接受任業務において不正行為を行い、税理士法上の懲戒処分を受けた場合、当該直接受任業務に承諾した使用者税理士等も懲戒処分の対象になりますか。

A19. 施行規則第1条の2第3項第4号の規定により、所属税理士は直接受任業務を行うに当たっては自らの責任において業務に従事することとなりますので、原則として、直接受任業務に係る承諾を行った使用者税理士等に責任は及びません。

ただし、使用者税理士等が、所属税理士の直接受任業務における不正行為に関与していた場合や使用者税理士等自身の不正行為の隠れ蓑として所属税理士に対し直接受任を承諾し業務を行わせていた場合等、使用者税理士等自身が不正行為を実行又は関与していると認められる場合には、当然、使用者税理士等も懲戒処分の対象となります。

Q20. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、法第 30 条に規定する税務代理権限証書は、所属税理士の自らの名で提出するのですか。

A20. 法第 30 条の税務代理権限証書は、委嘱者との委嘱契約に基づき作成され、税務官公署に提出されるものです。したがって、当該書面を提出することができるのは、委嘱者との委嘱契約に基づいて税理士業務を行う税理士（又は税理士法人）ということになります。したがって、所属税理士が使用者税理士等からの承諾等一定の手続きを経て委嘱者から直接委嘱を受け税理士業務を行う場合には、所属税理士が自らの名で税務代理権限証書を提出することとなります。

法改正以前の補助税理士制度においては、補助税理士は使用者税理士等の補助者として専ら業務に従事し、委嘱者から税理士業務を直接受任することはできないので、たとえ自らが補助者として税務書類の作成等の主要な実務を担当していたとしても、税務代理権限証書は、その使用者税理士等の名で提出しなければならないとされていました。なお、所属税理士が使用者税理士等の補助者として業務に従事する場合は、法改正以前の取扱いと同様、使用者税理士等の名で税務代理権限証書を提出することとなります。

Q21. 所属税理士が直接受任業務において、法第 33 条の規定により、税務書類に署名押印する場合、どのような付記（法第 33 条第 3 項）を行う必要がありますか。

A21. 所属税理士が直接受任業務において申告書等に署名押印する場合は、施行規則第 16 条第 1 項第 2 号及び第 3 項の規定により、その勤務する税理士事務所の名称又は所属する税理士法人の名称のほか、直接受任である旨を付記する必要があります。

《直接受任の場合》

●●税理士事務所（又は税理士法人） 所属税理士●●●●（直接受任）

《補助業務の場合》

●●税理士事務所（又は税理士法人） 所属税理士●●●●

Q22. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、補助者として業務に従事する使用者税理士等の事務所以外に、自らの事務所を設置することはできますか。

A22. 法第 40 条第 1 項及び施行規則第 18 条の規定により、所属税理士は自らの事務所を設置できません。

所属税理士に事務所設置義務を課さなかった趣旨は、所属税理士は使用者税理士等の事務所に勤務する使用人で、その本来業務は補助業務であり、使用者税理士等の承諾により直接受任業務ができるものであること、また、所属税理士に事務所設置を義務付けることは、法第 40 条第 3 項の規定に抵触することになるから、所属税理士に事務所設置義務は課されていません。

Q23. 所属税理士が直接受任業務を行うに当たって知り得た秘密は、法第 38 条の守秘義務の対象となりますか。また、Q22 から、所属税理士が直接受任業務におい

て、その業務を遂行し、自らの委嘱者の財務書類や申告書等を管理保存する場所は、自らが補助者として業務に従事する使用者税理士等の事務所内となり、使用者税理士等並びに他の使用人その他従業者がこれらを閲覧できる可能性があります、守秘義務との兼ね合いはどのように考えればよいですか。

A23. 直接受任業務を行う所属税理士も法第 38 条の対象となり、業務に関し知り得た秘密に係る情報・資料等は厳重に管理する必要があります。

例えば、直接受任業務に係る資料等を使用者税理士等の事務所内のコンピュータに保存する場合は、使用者税理士等の許可を得たうえで、所属税理士自身しかアクセスできない仕様（パスワード等）を施しこれらを管理する、紙の書類等については、使用者税理士等の許可を得たうえで、事務所内の個別のキャビネット等に保管し所属税理士自身がその鍵を管理すること等が必要と考えます。

なお、使用者税理士等は、税理士法基本通達 38－4 により所属税理士から直接受任業務に関して知り得た事項についても、守秘義務の対象となることに留意しなければなりません。また、使用者税理士等には、法第 41 条の 2 により使用人に対する監督義務があることに鑑み、自らの使用人その他従業者が、所属税理士が行う直接受任業務に係る守秘事項に接触しないよう監督を行う必要があることに留意しなければなりません。

Q24. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、自らの使用人その他従業者（直接受任業務を補助する職員、青色専従者、アルバイト、パート等）を持つことができますか。

A24. 所属税理士制度は、所属税理士の本来業務は補助業務であるという前提に立ちつつも、次代を担う所属税理士の独立開業の一助となることを視野に入れ、委嘱者の誤認防止や責任の所在の明確化など納税者保護の観点から使用者税理士等の承諾等一定の手続きを経たうえで、当該委嘱者に係る税理士業務等について、一人の税理士として委嘱者から直接業務を受けるものとして創設された制度です。

したがって、所属税理士は、使用者税理士等の事務所に勤務する使用人で、その本来業務は補助業務で、使用者税理士等の承諾を得て直接受任業務できるものであり、また、所属税理士が自らの事務所を設置することもできないことから、自らの使用人その他従業者を持つことはできません。

ただし、所属税理士が使用者税理士等の事務所に勤務する使用人を、使用者税理士等との協議のうえ、一時的に借用（当該使用人は使用者税理士等の職務命令により所属税理士を一時的に補助する場合に限ります。）することは可能です。

Q25. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、法第 41 条に作成・保存義務が規定されている帳簿（以下「業務処理簿」といいます。）は、他の税理士又は税理士法人の補助者として業務に従事する場合の業務処理簿と分けて作成・保存する必要がありますか。

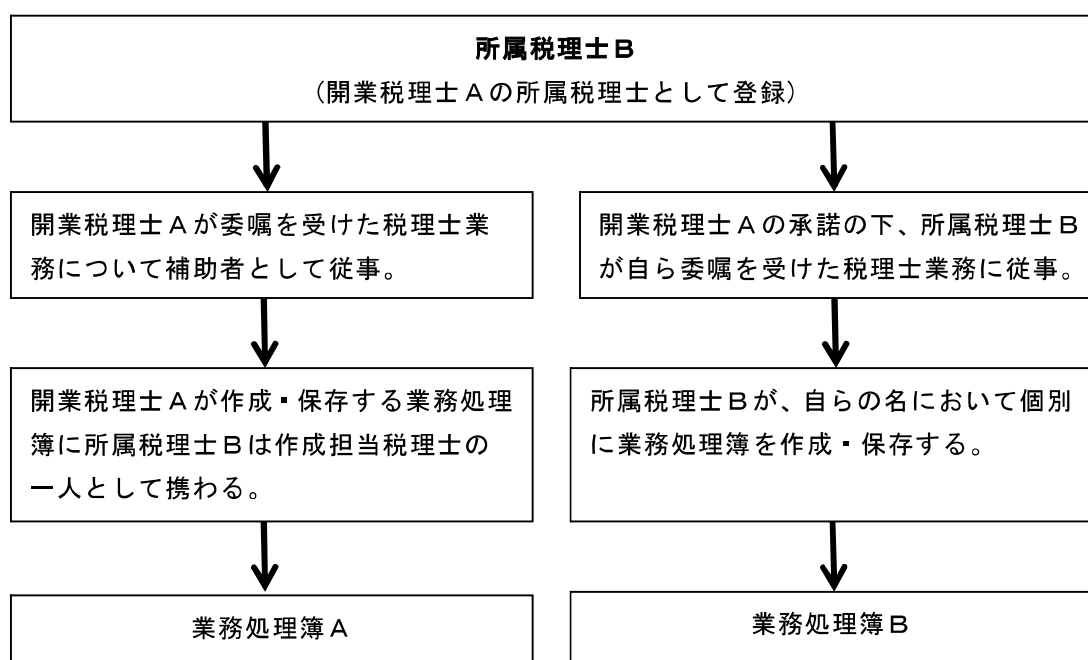
A25. 所属税理士が直接受任業務を行う場合の業務処理簿を個別に作成・保存する

必要があります。

所属税理士が直接受任業務を行う場合は、自らの名で委嘱を受け、自ら責任を負って業務に従事することとなり、法第 41 条の帳簿作成義務についても、当該委嘱者に関しては所属税理士個人にこの義務が課されることになります。業務処理簿は、使用者税理士等の補助者として税理士業務に従事した場合の業務処理簿とは別に、自らの名において作成・保存する必要があります。

なお、この業務処理簿の作成・保存を怠れば懲戒処分の対象となるおそれがあり、所属税理士が直接受任業務を行う場合においても確実に作成・保存することが重要です。

【参考】所属税理士の業務処理簿作成・保存について



Q26. 所属税理士の税務支援への従事義務はどのように考えればよいですか。また、使用者税理士等の承諾を得たうえで、所属税理士が税務支援業務を直接受任することは可能ですか。

A26. 日本税理士会連合会会則第 66 条第 3 項では、「税理士の会員は、本会及び所属する税理士会が実施する税務支援に従事しなければならない。」と規定されており、所属税理士も税理士会の会員として、当然に税理士会等の実施する税務支援への従事義務があります。

なお、所属税理士が行う税務支援については、従前のとおり、その使用者税理士等が受任主体となつて、所属税理士が税務支援に従事するよう協力する義務があると考えられ、当該税務支援に従事したことに対する謝金（報酬）は、受任した使用者税理士等が受領することになります。

(8) その他

Q27. 所属税理士が直接受任業務を行っている途中で、開業税理士又は税理士法人の社員税理士に登録変更し、当該委嘱者についてそのまま継続して当該開業税理士事務所又は税理士法人において業務を行いたい場合、どのような手続きが必要ですか。

A27. 開業税理士又は税理士法人の社員税理士に登録変更するときまでに、使用者税理士等に対し、施行規則第1条の2第7項の終了の報告を行う必要があります。

また、当該所属税理士と委嘱者が締結していた業務委嘱契約についても、登録変更後速やかに開業税理士又は税理士法人名義にて再締結することが適当です。

Q28. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、その報酬を自らの名で収受することはできますか。また、自らの名で報酬を収受することができる場合、所得区分はどうなりますか。

A28. 所属税理士は自らの名において委嘱を受けることができますので、直接受任業務を行う場合は、当然に自らの名で報酬を収受することが可能です。

なお、所属税理士が使用者税理士等の補助者として業務に従事することに終始する場合は、使用者税理士等からの給与所得に限られることになりますが、直接受任業務を行うに当たっては自らの名で業務の委嘱を受け、その対価である報酬を収受するため、当該所得は事業所得（又は雑所得）に区分されます。

Q29. 所属税理士が直接受任業務を行う場合、自ら責任を負うこととなりますが、直接受任業務に起因して委嘱者に財産上の損害を与えることにより損害賠償義務が生じることを想定し、税理士職業賠償責任保険に所属税理士自身が加入することは可能ですか。

A29. 所属税理士が税理士職業賠償責任保険に加入することは可能であり、直接受任業務も保険の対象となりますので、積極的に加入することが適当です。

業務委嘱に関する承諾書

(税理士法施行規則第1条の2第2項)

平成 年 月 日

(所属税理士)

殿

税理士又は 税理士法人	事務所の所在地	電話 () ー
	氏名又は名称	印
	所属税理士会	税理士会 支部
	登録番号又は 法人番号	第 号
私(当法人)は、貴殿が、下記委嘱者から直接委嘱を受け、下記の業務を行うことについて、承諾いたします。		
委 嘱 者	住所又は所在地	電話 () ー
	氏名又は名称	
対象とする 業 務 ※該当する項目 に✓を付すこと	☐ 税理士法第2条第1項業務	
	☐ 税理士法第2条第2項業務	
備 考		

業務委嘱に関する承諾書の記載留意事項

1. 「税理士又は税理士法人」欄の「氏名又は名称」欄について
 - ・個人の税理士の場合は、当該税理士が署名押印をしてください。
 - ・税理士法人の場合は、当該税理士法人の名称を記載するとともに代表者が署名押印してください。
2. 「対象とする業務」欄について、
 - ・「税理士法第 2 条第 1 項業務」は、税務代理（税理士法第 2 条第 1 項第 1 号業務）、税務書類の作成（税理士法第 2 条第 1 項第 2 号業務）、税務相談（税理士法第 2 条第 1 項第 3 号業務）の 3 業務を指します。
 - ・「税理士法第 2 条第 2 項業務」は、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じて、税理士法第 2 条第 1 項業務に付随する財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことを指します。
3. 「備考」欄には、「対象とする業務」につき、特に除外する事項がある場合などに、その事項を記載してください。
(例) 承諾時において一部の税目を承諾の対象とする業務から除外する場合
「相続税に係る業務については承諾の対象外とする。」等
4. 委嘱者が法人の場合において、所属税理士が当該法人の代表者等の所得税申告業務等を受任する場合には、別途承諾を求める必要があります。

業務委嘱に関する説明書

(税理士法施行規則第 1 条の 2 第 3 項及び第 4 項)

平成 年 月 日

(委嘱者)

殿 (御中)

所属税理士	氏 名			印
	勤務する税理士事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地	電話 () ー		
	税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地	電話 () ー		
	所属税理士会	税理士会	支部	
	登録番号	第	号	
私は、貴殿（貴法人）に係る下記業務について自ら委嘱を受け、自らの責任において業務を行うことについて、使用者である下記税理士（税理士法人）から、別添※のとおり税理士法施行規則第 1 条の 2 第 2 項に基づく承諾を得ましたので、これを説明いたします。 (※「業務委嘱に関する承諾書【様式 1】」の写し)				
対象とする業務 ※該当する項目に✓を付すこと	☐ 税理士法第 2 条第 1 項業務			
	☐ 税理士法第 2 条第 2 項業務			
承諾した税理士又は税理士法人	氏名又は名称			
	所属税理士会	税理士会	支部	
	登録番号又は法人番号	第	号	
備考				

業務委嘱に関する説明書の記載留意事項

1. 「所属税理士」欄の「氏名」欄には、所属税理士が必ず署名押印をしてください。
2. 本書を作成する所属税理士は本書の記載事項を委嘱者に対し十分に説明したうえで、本書を委嘱者に交付してください。
【参考：税理士法施行規則第1条の2第3項に規定する説明義務事項】
 - ・所属税理士である旨
 - ・その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地
 - ・その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨
 - ・自らの責任において委嘱を受けて業務に従事する旨
3. 所属税理士が当該書面を委嘱者に交付する場合には、「業務委嘱に関する承諾書【様式1】」の写しを必ず添付してください。
4. 「所属税理士」の「勤務する税理士事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地」欄及び「税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地」欄について、当該所属税理士が税理士法人の従たる事務所に勤務している場合は、
 - ・「勤務する事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地」欄には、当該税理士法人の主たる事務所の名称及び所在地
 - ・「税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地」欄には、当該所属税理士が勤務する税理士法人の従たる事務所の名称及び所在地を、それぞれ記載してください。
5. 「対象とする業務」欄について、
 - ・「税理士法第2条第1項業務」は、税務代理（税理士法第2条第1項第1号業務）、税務書類の作成（税理士法第2条第1項第2号業務）、税務相談（税理士法第2条第1項第3号業務）の3業務を指します。
 - ・「税理士法第2条第2項業務」は、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じて、税理士法第2条第1項業務に付随する財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことを指します。
6. 「備考」欄には、「対象とする業務」につき、特に除外する事項がある場合などに、その事項を記載してください。
(例) 承諾時において一部の税目を承諾の対象とする業務から除外する場合
「相続税に係る業務については承諾の対象外とする。」等

委嘱者⇒所属税理士 説明の確認

【様式3】

平成 年 月 日

業務委嘱に関する説明確認書

(税理士法施行規則第1条の2第5項)

(所属税理士)

殿

(委嘱者署名押印欄)

印

私（当法人）は、標題の件について、貴殿から平成 年 月 日付「業務委嘱に関する説明書」及び「所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の重要事項説明書」の交付を受けるとともに、その内容に関する説明を受け、これを確認いたしました。

委嘱契約終了等報告書

(税理士法施行規則第1条の2第7項)

平成 年 月 日

税理士
(税理士法人)

殿(御中)

所属税理士	氏 名	印
	勤務する税理士事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地	電話 () -
	税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地	電話 () -
	所属税理士会	税理士会 支部
	登録番号	第 号
貴殿(貴法人)から私が、自らの名において委嘱を受けて業務を行うことについて平成 年 月 日付で承諾を得た、下記委嘱者との委嘱契約につき、 (該当する項目に✓を付すこと) ☐ 委嘱を受けた業務が終了した(業務終了日：平成 年 月 日) ☐ 委嘱を受けるに至らなかった ことを報告いたします。		
委 嘱 者	住所又は所在地	電話 () -
	氏名又は名称	

委嘱契約終了等報告書の記載留意事項

1. 「所属税理士」欄の「氏名」欄には、所属税理士が必ず署名押印をしてください。
2. 「所属税理士」の「勤務する事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地」欄及び「税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地」欄について、当該所属税理士が税理士法人の従たる事務所に勤務している場合は、
 - ・「勤務する事務所又は所属する税理士法人の名称及び所在地」欄には、当該税理士法人の主たる事務所の名称及び所在地
 - ・「税理士法人の従たる事務所に勤務する場合はその名称及び所在地」欄には、当該所属税理士が勤務する税理士法人の従たる事務所の名称及び所在地を、それぞれ記載してください。

【参考様式】

平成 年 月 日

(税理士・税理士法人)

殿(御中)

(所属税理士)

所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の約定書（モデル）

私は、税理士法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の2第2項から第7項までの規定に基づき、貴殿（貴法人）の承諾を得て、他人の求めに応じ自らの名において業務の委嘱を受ける場合は、所属税理士であることに鑑み、次の事項について約定いたします。

記

（１）報告義務

施行規則第1条の2第6項に基づき、委嘱者に説明を行った旨を記載した書面（施行規則第1条の2第5項）に委嘱者の署名押印を得たうえで、当該書面の写しを提出します。

また、施行規則第1条の2第7項に基づき、委嘱者との業務委嘱契約を終了したとき又は貴殿（貴法人）の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかったときは速やかに書面によりこの旨を報告します。

（２）忠実義務

委嘱者から直接委嘱を受けた業務（以下「直接受任業務」という。）を行う場合は、貴事務所（貴法人）に勤務する税理士であることに鑑み、貴事務所（貴法人）の業務に支障を起こさないように直接受任業務を行います。

（３）相当の対価の支払義務

直接受任業務を行うため、貴事務所（貴法人）の事務機器等を使用する場合には、別に定めた契約書に基づく支払義務を履行します。

（４）法令遵守義務

直接受任業務を行うに当たり、税理士に関する法令、日本税理士会連合会の会則及び税理士会の会則規則等を遵守します。

（５）責任の帰属

直接受任業務を行うに当たり、生じる全ての責任は、私（所属税理士）に帰属

します。

(6) 税理士職業賠償責任保険の加入について

直接受任業務を行うに当たって、私（所属税理士）は、自らの名において税理士職業賠償責任保険に加入します。

以上

【参考様式：様式2 附属】

平成 年 月 日

(委嘱者)

殿(御中)

(所属税理士)

**所属税理士が他人の求めに応じ自ら業務の委嘱を受ける場合の
重要事項説明書（モデル）**

当職は、税理士法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条の2第3項に基づき、他人の求めに応じ自らの名において業務の委嘱を受けるにあたり、貴殿（貴法人）に対し、「業務委嘱に関する説明書」の各事項を説明するとともに、重要事項について下記のとおり説明します。

記

<重要説明事項>

(1) 当職の立場

私は「業務委嘱に関する承諾書【様式1】」を発行した税理士事務所又は税理士法人の補助者として勤務する税理士です。

(2) 当職が勤務する税理士事務所又は税理士法人の承諾

貴殿（貴法人）と委嘱契約を締結するに当たっては、勤務する税理士事務所の所長税理士又は税理士法人の承諾を得ています。（別紙「業務委嘱に関する承諾書」参照）

(3) 責任

貴殿（貴法人）との委嘱契約は、私との直接受任契約であり、貴殿（貴法人）に提供する業務については私の責任に基づくものです。したがって、その責任は、私が勤務する税理士事務所の所長税理士又は税理士法人その他の税理士に及びません。

なお、私が作成した税務書類には、私が署名押印するとともに、直接受任である旨を付記します（施行規則第16条第3項）。

※ 業務に係る委嘱契約書は別途締結いたします。

(4) 法令遵守

私は、税理士に関する法令、日本税理士会連合会の会則及び税理士会の会則、規則等を遵守して業務を行います。

(5) 承諾者への書面の写しの提供

貴殿（貴法人）に対し、「業務委嘱に関する説明書【様式2】」に基づき説明を行い、これを確認し、了解いただいたうえ「業務委嘱に関する説明確認書【様式3】」に署名押印いただいた場合には、同書の写しを私の使用者である承諾者（私が勤務する税理士事務所の所長税理士又は税理士法人）に対し提供します（施行規則第1条の2第6項）。

以上

＜関連法令＞※改正後のものによる。

○ 税理士法（抜粋）

（税理士の業務）

第2条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和25年法律第226号）第13条の3第4項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。第49条の2第2項第10号を除き、以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和28年法律第6号）第2章の規定に係る申告、申請及び審査請求を除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）

二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）

三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和37年法律第66号）第2条第6号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）

2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。

（以下略）

（税務代理の権限の明示）

第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

(署名押印の義務)

第 33 条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名押印しなければならない。この場合において、当該申告書等が租税の課税標準等に関する申告書又は租税に関する法令の規定による還付金の還付の請求に関する書類であるときは、当該申告書等には、併せて本人（その者が法人又は法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めがあるものであるときは、その代表者又は管理人）が署名押印しなければならない。

2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名押印しなければならない。

3 税理士は、前 2 項の規定により署名押印するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による署名押印の有無は、当該書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

5 第 1 項後段の規定は、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 151 条（地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）第 30 条において準用する場合を含む。）又は地方税法第 72 条の 35 の規定（法人の代表者等の自署押印）の適用を妨げるものと解してはならない。

(秘密を守る義務)

第 38 条 税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなつた後においても、また同様とする。

(事務所の設置)

第 40 条 税理士（税理士法人の社員（財務省令で定める者を含む。第 4 項において同じ。）を除く。次項及び第 3 項において同じ。）及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。

3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。

4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

(帳簿作成の義務)

第 41 条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、閉鎖後 5 年間保存しなければならない。

3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第 1 項の帳簿を磁気ディスクをもつて調製することができる。

(使用人等に対する監督義務)

第 41 条の 2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

(懲戒の種類)

第 44 条 税理士に対する懲戒処分は、次の三種とする。

- 一 戒告
- 二 2 年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

○ 税理士法施行規則（抜粋）

(所属税理士の業務)

第 1 条の 2 法第 2 条第 3 項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として従事する同項に規定する業務については、第 8 条第 2 号ロに規定する所属税理士(以下この条において「所属税理士」という。)が行うものとする。

- 2 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第 2 条第 1 項又は第 2 項の業務に従事しようとする場合には、その都度、あらかじめ、その使用者である税理士又は税理士法人の書面による承諾を得なければならない。
- 3 前項の承諾を得た所属税理士は、次の各号に掲げる事項を記載した書面に同項の承諾を得たことを証する書面の写しを添付した上、これを委嘱者に対して交付し、当該事項につき説明しなければならない。
 - 一 所属税理士である旨
 - 二 その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所（当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所）の所在地
 - 三 その使用者である税理士又は税理士法人の承諾を得ている旨
 - 四 自らの責任において委嘱を受けて前項に規定する業務に従事する旨
- 4 前項の書面の交付に当たっては、所属税理士は、当該書面に署名押印しなければならない。
- 5 所属税理士は、第 3 項の規定により説明を行つた場合には、その旨を記載した書面に同項の委嘱者の署名押印を得なければならない。
- 6 所属税理士は、前項の署名押印を得た書面の写しをその使用者である税理士又は税理士法人に提出しなければならない。
- 7 所属税理士は、第 2 項の承諾を得て自ら委嘱を受けた同項に規定する業務が終了したとき又は同項の承諾を得たにもかかわらず委嘱を受けるに至らなかつたときは、速やかに、その使用者である税理士又は税理士法人にその旨を報告しなければならない。

(登録事項)

第8条 法第18条に規定する財務省令で定めるところにより登録を受けなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 氏名、生年月日、本籍及び住所並びに法第3条第1項各号の区分による資格及びその資格の取得年月日

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

イ 税理士法人の社員となる場合 その所属する税理士法人又は設立しようとする税理士法人の名称及び執務する事務所(当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所)の所在地

ロ 法第2条第3項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として当該税理士の税理士事務所に勤務し、又は当該税理士法人に所属し、同項に規定する業務に従事する者(第16条及び第18条において「所属税理士」という。)となる場合 その勤務する税理士事務所の名称及び所在地又はその所属する税理士法人の名称及び勤務する事務所(当該事務所が従たる事務所である場合には、主たる事務所及び当該従たる事務所)の所在地

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 設けようとする税理士事務所の名称及び所在地

三 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた者については、当該事務に従事しなくなつた日前5年間に従事した職名及びその期間

(税務書類等への付記)

第16条 法第33条第3項に規定する財務省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 税理士法人の社員が署名押印する場合 その所属する税理士法人の名称

二 所属税理士が署名押印する場合 その勤務する税理士事務所の名称又はその所属する税理士法人の名称

2 法第33条の2第3項に規定する財務省令で定める事項は、同項に規定する書面を作成した税理士又は税理士法人の前条の税務代理権限証書の提出の有無とする。

3 所属税理士が他人の求めに応じ自ら委嘱を受けて法第2条第1項又は第2項の業務に従事する場合には、第1項第2号に定める事項に加え、直接受任(自らの責任において委嘱を受けて当該業務に従事することをいう。)である旨を付記するものとする。

○ 税理士法基本通達(抜粋)

(所属税理士である旨の表示)

33-1 法第33条の規定により、税理士が署名押印するときに、税理士である旨を

付記するに当たって、当該税理士が所属税理士である場合には、所属税理士である旨を表示するものとする。

(使用者である税理士等が所属税理士から知り得た事項)

38－4 規則第1条の2第2項、第6項及び第7項の規定により使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士が所属税理士から知り得た事項は、法第38条に規定する「税理士業務に関して知り得た秘密」に含まれることに留意する。

②登録区分別税理士数の推移（平成２３年～令和元年）

【登録区分別税理士数（全国、各年度末）】

年度	開業税理士	社員税理士	所属税理士	法人（本店）	法人（支店）
H23 年	59,361 人	6,122 人	7,152 人	2,366 社	1,004 店
H24 年	59,352 人	6,678 人	7,695 人	2,575 社	1,124 店
H25 年	59,075 人	7,113 人	8,313 人	2,748 社	1,255 店
H26 年	58,548 人	7,799 人	8,799 人	2,989 社	1,411 店
H27 年	57,683 人	8,518 人	9,442 人	3,273 社	1,565 店
H28 年	57,215 人	9,177 人	10,101 人	3,519 社	1,685 店
H29 年	56,996 人	9,743 人	10,588 人	3,727 社	1,849 店
H30 年	56,672 人	10,442 人	10,914 人	3,963 社	2,003 店
R1 年	56,552 人	11,027 人	11,216 人	4,197 社	2,147 店
増減 （比率）	△2,809 人 （95%）	+4,905 人 （180%）	+4,064 人 （156%）	+1,831 社 （177%）	+1,143 店 （213%）

③【東京税理士会】所属税理士の直接受任業務に関する報告について（平成30年～令和2年）

令和2年5月25日
第4回常務理事会

所属税理士の「直接受任業務に関する報告書」の提出結果について

令和2年5月21日現在

項 目		R2.3.31	【参考】 H31.3.31
1	税理士会員数	23,330名	22,978名
2	所属税理士である税理士会員数	4,112名	3,948名
	所属税理士割合(2/1)	17.6%	17.2%
3	2のうち、報告書未提出者を除いた有効回答者数	2,691名	2,899名
	回答割合(3/2)	65.4%	73.4%
4	3のうち、直接受任業務に従事している者の数	181名	184名
	直接受任業務従事会員割合(4/3)	6.7%	6.3%
5	4の者の直接受任業務の契約件数の合計	1241件	1010件
	所属税理士1人当たりの平均契約件数(5/4)	6.9件	5.5件

4月22日付で未提出の所属税理士が5名以上の64税理士法人及び7税理士事務所に対し、所属税理士の直接受任業務に関する報告書の提出について、協力を依頼した。

その結果、53税理士法人・5税理士事務所の所属税理士933名より回答があった。

所属税理士の「直接受任業務に関する報告書」の提出結果について

令和元年5月28日現在

項 目		H31.3.31	【参考】 H30.3.31
1	税理士会員数	22,978名	22,632名
2	所属税理士である税理士会員数	3,948名	3,786名
	所属税理士割合 (2/1)	17.2%	16.7%
3	2のうち、報告書未提出者を除いた有効回答者数	2,899名	2,455名
	回答割合 (3/2)	73.4%	64.8%
4	3のうち、直接受任業務に従事している者の数	184名	136名
	直接受任業務従事会員割合 (4/3)	6.3%	5.5%
5	4の者の直接受任業務の契約件数の合計	1010件	601件
	所属税理士1人当たりの平均契約件数 (5/4)	5.5件	4.4件

4月24日付で未提出の所属税理士が5名以上の52税理士法人及び6税理士事務所に対し、所属税理士の直接受任業務に関する報告書の提出について、協力を依頼した。

その結果、52税理士法人・6税理士事務所の所属税理士1,082名より回答があった。

所属税理士の「直接受任業務に関する報告書」の提出結果について

平成30年5月30日現在

項 目		H30.3.31	【参考】 H29.3.31
1	税理士会員数	22,632名	22,287名
2	所属税理士である税理士会員数	3,786名	3,625名
	所属税理士割合(2/1)	16.7%	16.3%
3	2のうち、報告書未提出者を除いた有効回答者数	2,455名	2,055名
	回答割合(3/2)	64.8%	56.7%
4	3のうち、直接受任業務に従事している者の数	136名	94名
	直接受任業務従事会員割合(4/3)	5.5%	4.6%
5	4の者の直接受任業務の契約件数の合計	601件	349件
	所属税理士1人当たりの平均契約件数(5/4)	4.4件	3.7件

4月27日付で未提出の所属税理士が10名以上の37税理士法人及び3税理士事務所に対し、所属税理士の直接受任業務に関する報告書の提出について、協力を依頼した。

その結果、36税理士法人・税理士事務所の所属税理士1,100名より回答があった。

①財務省：「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」より抜粋
【税制上の措置の各項目の説明資料】

資料 (国税関係)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

第2章 取り組み施策

Ⅱ. 雇用の維持と事業の継続

5. 税制措置

新型コロナウイルス感染症の我が国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずる。

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった事業者の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税なしで1年間、納付を猶予する特例を設ける。また、資本金1億円超10億円以下の企業に生じた欠損金について、欠損金の繰戻しによる法人税等の還付制度の適用を可能とする。(中略)

政府の自粛要請を踏まえて一定の文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、放棄した金額を寄附金控除(所得控除又は税額控除)の対象とする。

【国税関係】

- ・ 納税の猶予制度の特例
- ・ 欠損金の繰戻しによる還付の特例
- ・ テレワーク等のための中小企業の設備投資税制
- ・ 文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用
- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化
- ・ 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
- ・ 特別貸付に係る契約書の印紙税の非課税

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例

○ イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予する特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象（印紙で納付する印紙税等は除く）。社会保険料についても、基本的に「国税の徴収の例による」こととされているため同様の扱いが可能となる。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している国税についても遡及して適用することができることとする。

一 般（財産の損失が生じていない場合（注））	特 例
○ 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。	○ 令和2年2月1日以後における一定の期間（1か月以上）において、収入に相当の減少※があった場合について1年間納税を猶予。 ※ 前年同期比概ね20%以上の減
○ 一時の納税ができないと認められる場合に適用。 ・ 向こう1か月の事業資金を考慮。 ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可（柔軟な運用）。	○ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。 ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・ 左記柔軟な運用を継続。
○ 原則として、担保の提供が必要。	○ 担保は不要。
○ 延滞税は軽減（年1.6%）。	○ 延滞税は免除。

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合も延滞税は免除。

欠損金の繰戻しによる還付の特例

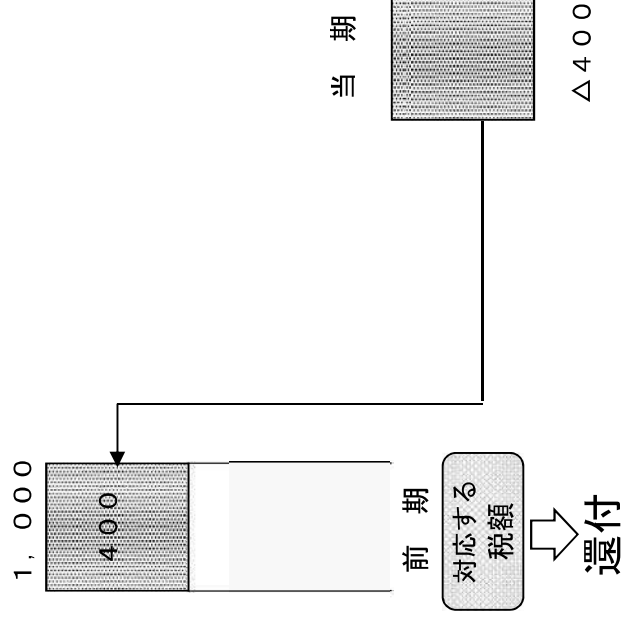
【特例の内容】

中小企業（資本金 1 億円以下の法人）にのみ認められている青色欠損金の繰戻し還付について、

いわゆる中堅企業（資本金 1 億円超 10 億円以下の法人）も適用できることとする。

（令和 2 年 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 31 日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金に適用）

（前期が 1,000 の所得（黒字）、当期が 400 の欠損（赤字）の例）



テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

(中小企業経営強化税制の拡充)

制度の概要	
中小企業者等が、特定経営力向上設備等の取得等をした場合には、即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除ができる。 (注1) 税額控除の上限額は、「この制度」、「中小企業投資促進税制」及び「商業・サービス業・農林水産業活性化税制」における税額控除との合計で当期の法人税額の20%を限度とする。 (注2) 国内への投資であること、生産等設備であること、中古資産・貸付資産でないこと等の要件を満たす必要	税目：法人税、所得税 適用期限：令和3年3月31日

《対象》

○認定を受けた中小企業等経営強化法に規定する経営力向上計画に記載された次の設備

【改正後】 テレワーク等のための設備投資に
係る新たな類型を追加

類型	生産性向上設備	収益力強化設備	新たな類型(デジタル化設備)
要件	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能とする設備
対象設備	◆機械装置 ◆測定工具及び検査工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア(情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの)	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア	◆機械装置 ◆工具 ◆器具備品 ◆建物附属設備 ◆ソフトウェア

中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への 寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象とする。

（注１）不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和２年２月１日から令和３年１月３１日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものを対象とする。

（注２）本特例を用いた寄附金控除の対象金額は２０万円を上限とする。その他の要件等については、現行の寄附金控除と同様とする。

〔寄附金控除の適用までの流れ〕

- ①【主催者】 文化庁等に申請。
- ②【文化庁等】 主催者に指定行事証明書等を交付。当該イベント名等を公表。
- ③【主催者】 払戻請求権を放棄した観客等に対し、指定行事証明書のコピー、
払戻請求権放棄証明書を交付。
- ④【観客等】 確定申告の際、指定行事証明書のコピー、払戻請求権放棄証明書を
申告書に添付。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた住宅ローン控除の適用要件の弾力化

【A. 需要変動平準化のための住宅ローン控除の特例の適用について】

○新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンを借りて新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする。

①新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと

②一定の期日（※）までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること

③令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること

（※）「一定の期日」・・・ 新築の場合

令和2年9月末 まで
建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合 令和2年11月末 まで

【B. 中古住宅取得から6ヶ月以内の入居を求める要件について】

○住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6ヵ月超の期間が経過していた場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、当該住宅ローンに住宅ローン控除を適用できることとする。

①取得後に増改築等を行った中古住宅への入居が、新型コロナウイルス感染症の影響によって遅れたこと

②①の増改築等の契約が、中古住宅取得の日から5ヵ月後まで又は特例法施行の日の2ヵ月後（令和2年6月30日）までに行われていること

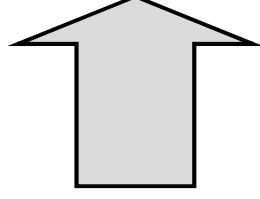
③①の増改築等の終了後6ヵ月以内に、当該住宅に入居していること

消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の一定期間（一か月以上）における売上げが著しく減少（前年同期比概ね50%以上）した場合、課税期間開始後における消費税の課税選択に係る適用の変更を可能とする特例を設ける。
- 事業者の実情に応じた対応を可能とするため、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等（注2）は適用しない。

現行

- ① 課税選択等については、課税期間の開始前に届出が必要。
- ② 課税選択を行った場合は、2年間の継続適用が必要。
（翌課税期間に適用を取り止めることは不可）



特例

- ① 課税期間の開始後の申請による適用の変更を認める（注3）。
- ② 翌課税期間に適用を取り止めることを認める。

（注1）「課税事業者選択届出書等」とは、①課税事業者選択届出書、②課税事業者選択不適用届出書をいう。

（注2）「課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件等」とは、課税事業者を選択した場合の2年間の継続適用要件、課税事業者を選択した事業者又は資本金1,000万円以上の新設法人が調整対象固定資産（100万円以上の固定資産）を取得した場合等の3年間の継続適用要件（3年間は免税事業者となることができない）をいう。

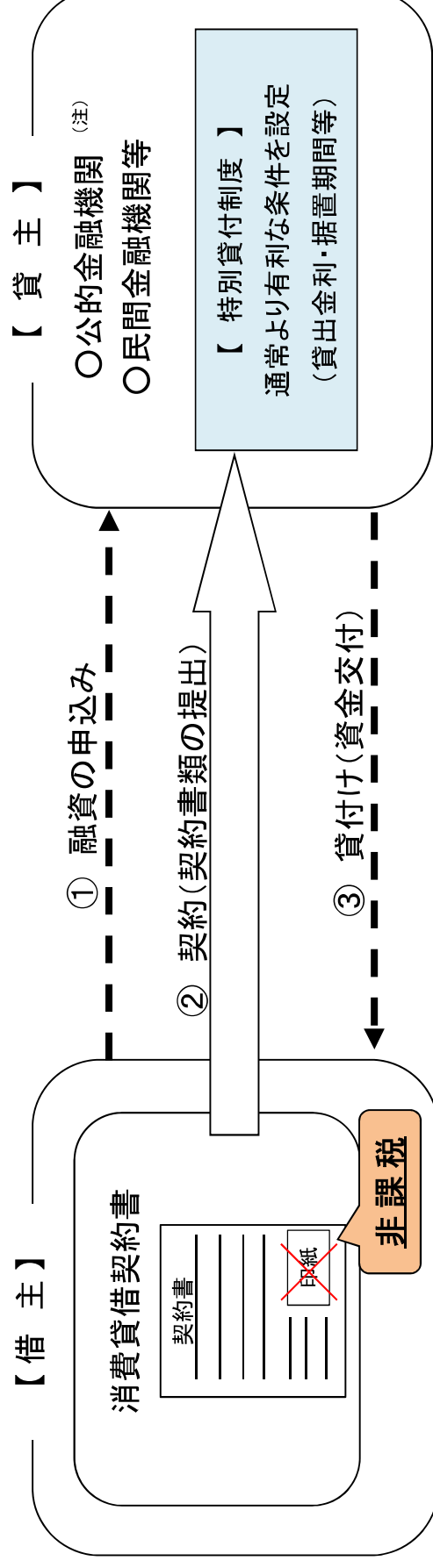
（注3）令和2年2月1日以降、令和3年1月31日までの期間に売上減少が生じた期間が存在する課税期間から適用。当該課税期間の申告期限までに申請書を提出し、税務署長の個別の承認を得た場合に課税選択の適用変更を認める。

特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

○ 公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別な貸付けに係る契約書については、印紙税を非課税とする。

(注) 既に契約を締結し印紙税を納付した者に対しては、遡及的に適用し、還付を行う。

【制度のイメージ】



(注) 「公的金融機関」とは、(株)日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫など
「民間金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合など
その他「等」とは、地方公共団体など

地方税法等の一部を改正する法律の概要

[施行：原則公布の日]

総 務 省
令和 2 年 4 月

1 徴収の猶予制度の特例

- 新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年 2 月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収を猶予できる特例を設ける。

※ この特例創設に伴う地方公共団体の一時的な減収に対応するため、地方債の特例措置を創設。
【地方財政法(昭和 23 年法律第 109 号)の改正】

2 固定資産税

◎ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある(※)中小事業者等に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を 2 分の 1 又はゼロとする。

(※) 令和 2 年 2 月～10 月までの任意の 3 ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2 分の 1
50%以上減少している者	ゼロ

◎ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。

※ これらの措置に伴う減収については、新たに創設する「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金(仮称)」により全額を補填。

3 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を 1 %分軽減する特例措置の適用期限を 6 月延長し、令和 3 年 3 月 31 日までに取得したものを対象とする。

※ この措置に伴う減収については、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金により全額を補填。

【地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成 11 年法律第 17 号)の改正】

4 その他

- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化
- イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応

徴収の猶予制度の特例

- イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象（証紙徴収による地方税は除く）。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

現 状（財産の損失が生じていない場合（注））	特 例
○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。	○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1か月以上）において収入が大幅に減少（※）した場合について徴収を猶予。 ※ 前年同期比概ね20%以上の減 ※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用
○ 原則として、担保の提供が必要。	○ 担保は不要。
○ 延滞金は軽減（年1.6%）。	○ 延滞金は免除。

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る
固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

対 応

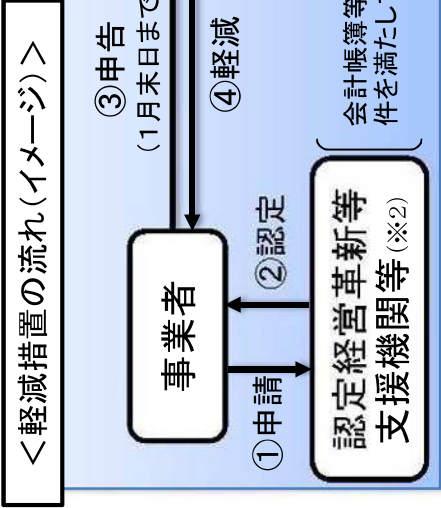
- 以下の要件を満たす中小事業者等（※1）（原則として業種限定せず）を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。

（※1）「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（※2）の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。



（※2）税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。

現行制度

○ 以下の設備投資が対象。

- ・ 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物
附属設備。

※旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1% 以上向上する一定のもの。

※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

○ 生産性革命・集中投資期間（平成30年度～令和2年度）に限定。

対 応

○ 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。

- ・ 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。

- ・ 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。

※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。

○ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長。

※特例率は現行と同様に、3年間、ゼロ以上1／2以下で市町村の条例で定める割合。

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

現行制度																			
対 象	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）																		
措置内容	自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減 〔登録車〕<table><tr><th>税率</th><th>臨時的軽減</th></tr><tr><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>1.0%</td><td>非課税</td></tr><tr><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr></table> 〔軽自動車〕<table><tr><th>税率</th><th>臨時的軽減</th></tr><tr><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>1.0%</td><td>非課税</td></tr><tr><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>3.0%</td><td>2.0%</td></tr></table> ※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。 ※ 免税点は50万円（中古車については、全体の約9割が非課税）。 この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、<u>地方特例交付金により全額国費で補填。</u>	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	3.0%	2.0%
税率	臨時的軽減																		
非課税	非課税																		
1.0%	非課税																		
2.0%	1.0%																		
税率	臨時的軽減																		
非課税	非課税																		
1.0%	非課税																		
2.0%	1.0%																		
3.0%	2.0%																		

対 応
○ 自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 ○ この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、<u>全額国費で補填する。</u>

イベントを中止等した事業者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る
個人住民税における対応

対応方針

- 所得税において寄附金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして当該地方団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象とする。
税額控除割合：道府県民税4%、市町村民税6%※（合計最大10%）
※指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%、市民税8%
- 本特例を用いた寄附金控除の対象金額（対象となる寄附金額）は、所得税と同様の上限とする。

【参考】 現行の個人住民税における寄附金控除の対象（ふるさと納税を除く）

寄附金の区分		所得税	個人住民税
国に対する寄附金		○	×
指定寄附金 （公益を目的とする事業を行う法人（国立大学法人等）又は団体に対する寄附金で公益の増進に寄与し緊急を要する特定の事業に充てられるもの）		○	↑ 都道府県・市区町村が 条例で指定※すれば ○ ↓
特定公益増進法人に対する寄附金 （独立行政法人、公益社団法人・公益財団法人、一定の私立学校法人、社会福祉法人 等）		○	
一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭		○	
NPO法人に 対する寄附金	① 都道府県知事・指定都市市長が認定したNPO法人 （平成23年度改正前は国税庁長官が認定）	○	
	② ①以外のNPO法人	×	
政党等に対する政治活動に関する寄附金		○	×

※ 住所所在の道府県内の共同募金会及び日赤支部に対する寄附金については、条例の指定不要

住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

< 現行制度 >

- 住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除。

※ 控除限度額：所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）

- 住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。

【今回の所得税における対応】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置を講じる。

- ・ 住宅ローンを借りて新築した住宅等に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次の要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用できることとする等
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって新築住宅、建売住宅、中古住宅又は増改築等を行った住宅への入居が遅れたこと
 - ② 一定の期日までに、新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること
 - ③ 令和3年12月末までの間に②の住宅に入居していること

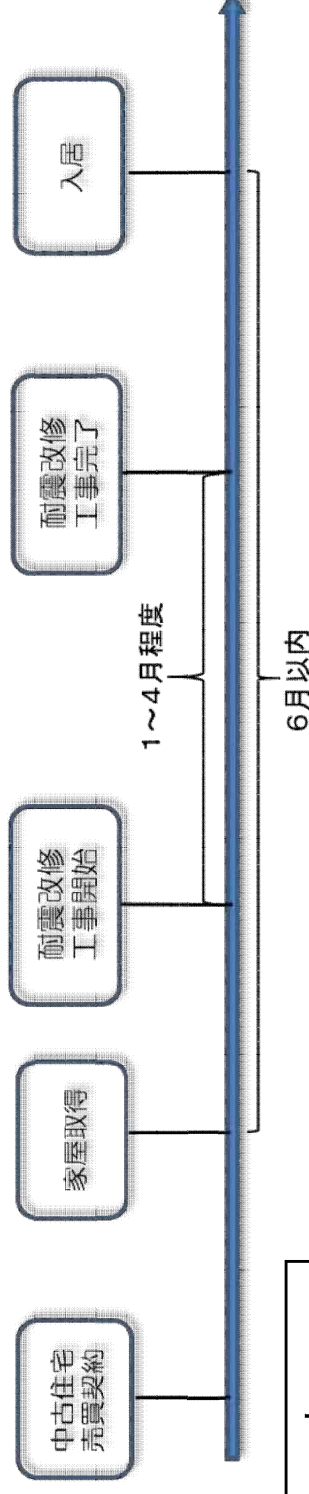
対 応

- 所得税における弾力化措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する。
- 今回の適用要件の弾力化による措置分についても、全額国費で対応する。

耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

＜現行制度＞

- 耐震基準不適合既存住宅について、その取得の日から6月以内に耐震改修を行い、耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、入居した場合に、当該住宅が新築された時点に応じて一定の額に税率を乗じて得た額を減額する。



対 応

- 特例対象住宅をその取得の日から6月以内に居住の用に供することができない場合において、次に掲げる要件を満たすときは、当該特例措置を適用できるとする等所要の措置を講ずる。
 - ① 新型コロナウイルス感染症の影響によって当該耐震改修した住宅を居住の用に供することとなった日が当該取得の日から6月を経過する日後となったこと。
 - ② ①の耐震改修に係る工事の請負契約を、当該住宅の取得の日から5月を経過する日又は法律の施行の日から2月を経過する日のいずれか遅い日まで締結していること。
 - ③ ②の耐震改修に係る工事の終了後6月以内に、当該住宅を居住の用に供すること。
- ※ 令和3年度末入居分までの特例措置

③日税連：新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う税制改正に関する建議書

令和2年6月11日

日本税理士会連合会

新型コロナウイルス感染症の急速な広がりに伴い、我が国では4月16日に特別措置法に基づく緊急事態宣言が全都道府県に拡大された。また、諸外国を見渡しても一部の国を除いては一向に感染症の収束の気配が見受けられない。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による経済危機は、リーマンショックより深刻であるという見方があり、納税者を取り巻く社会や経済の状況が一変したといっても過言ではない。したがって、通常の税制改正建議書とは別に本建議書を作成し、一定の期間について特例措置の創設を要望する。

また、本建議書における地方税の減免・免除の措置については、地方税の減収額の一部又は全額について国費で補填することを検討すべきである。

I 納税の減免・免除及び期限の延長関係

1. 欠損金の取扱いの拡充

①中小法人等の青色欠損金の取扱いの拡充（法人税）

青色申告書を提出した中小法人等において、一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度に生じた欠損金額（**特定欠損金額**）については、欠損金の期間制限は撤廃すべきである。

②災害損失欠損金の範囲の拡充（法人税）

青色申告書を提出しなかった場合においても、一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度に生じた欠損金額（**特定欠損金額**）については、災害損失欠損金額（法法58①）とみなし、10年間の繰越控除を認めるべきである。

③中小企業者等の欠損金の繰戻しによる還付制度の拡充（法人税・地方税）

中小企業者等（青色・白色申告書の区分は問わない）において、一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度に生じた欠損金額（**特定欠損金額**）については、その欠損事業年度開始の日前3年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻して法人税額の還付を請求できることとすべきである。

なお、この特定欠損金の繰戻しによる還付については、地方税の性格上、繰戻しによる還付制度がない法人事業税や法人住民税についても同様の措置を検討すべきである。

2. 純損失等の取扱いの拡充

①純損失の繰越控除の拡充（所得税）

確定申告書を提出する居住者（青色・白色申告書の区分は問わない）の一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）において生じた純損失の金額（**特定純損失の金額**）につい

ては、10年間の繰越控除を認めるべきである。

②純損失の繰戻還付制度の拡充（所得税・地方税）

確定申告書を提出する居住者（青色・白色申告書の区分は問わない）の一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）において生じた純損失の金額（**特定純損失の金額**）については、その特定純損失の金額を生じた年分前3年以内の年分のいずれかの年分に繰り戻して所得税額の還付を請求できることとすべきである。

なお、この特定純損失の繰戻しによる還付については、地方税の性格上、繰戻しによる還付制度がない個人事業税や個人住民税についても同様の措置を検討すべきである。

③業務用不動産の譲渡の取扱いについて（所得税）

確定申告書を提出する居住者（青色・白色申告書の区分は問わない）について、一定期間（例えば令和2年及び令和3年の2年間）に生じた業務用不動産に係る譲渡損失があるときには、これを他の各種所得の金額から控除（損益通算）することを認めるべきである。

また、上記の期間に生じた業務用不動産に係る譲渡所得があるときには、その譲渡所得の金額からその年分及びその年分前3年以内の各年分において生じた純損失の金額を控除することを認めるべきである。

3. 法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割額の減免・免除（地方税）

一定期間（例えば令和2年2月1日から令和4年1月31日までの2年間）に開始する事業年度の法人都道府県民税及び法人市町村民税の均等割額について、一定期間（例えば令和2年2月から同年10月までの任意の3ヶ月間）の売上高が前年の同期間と比べ30%以上50%未満減少している場合には2分の1、50%以上減少している場合には全額免除などの措置を検討すべきである。

令和2年2月から10月までの任意の3ヶ月間の売上高	均等割額
30%以上50%未満減少	2分の1免除
50%以上減少	全額免除

4. 法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長（相続税・贈与税）

特例承継計画の提出期限及び相続・贈与の実行期限を、それぞれ令和10年3月末日及び令和14年12月末日まで5年間延長すべきである。

II 法令等の解釈に関する事項

5. 役員給与の改定（法人税）

新型コロナウイルス感染症の影響により業績が著しく悪化し減額改定を行った場合には、「業績悪化改訂事由」による改定に該当するとして取り扱われることになる。この場合、新型コロナウイルス感染症が収束してその後業績が回復したとしても、次の定時株主総会までは増額改訂できないと考えられる。

一方で「臨時改訂事由」による改定は、役員が病気となり当初予定していた職務の執行が一

部できない状態となった場合の一部減額改定と、その後退院等により当初予定していた職務の執行が可能となった場合の増額改定は、いずれも「臨時改訂事由」による改定に該当するとしている。

緊急事態宣言が全都道府県に出されたことに伴い、営業自粛や外出自粛などにより役員の職務の執行が一部できない場合も想定される。したがって、これらの事由による役員給与の改定は、「臨時改訂事由」による改定に該当することとすべきである（法法 34①、法令 69①）。

Ⅲ 企業再建等を支援するための措置

6. 中小企業経営強化税制（C類型）の適用要件の緩和

在宅勤務やテレワークの環境整備を推進する中小企業者等を支援するため、テレワーク等のための一定の設備投資をした場合には、即時償却又は設備投資額の7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除（中小企業経営強化税制）をすることができる。

しかし、対象となる設備は、例えば工具、器具及び備品については取得価額が30万円以上のものなど「一定の規模以上のもの」とされている。在宅勤務やテレワークの推進は急務であり、テレワーク等のための一定の設備投資については、「一定の規模以上のもの」という要件は撤廃し、少額の資産についても即時償却又は税額控除を認めるべきである。

7. 債権放棄が行われた場合の取扱い

①債権放棄をした債権者の取扱い

一定期間（例えば令和元年4月1日から令和3年3月31日までの2年間）に開始する事業年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により業績が悪化した取引先等の再建に資するため、その取引先等に対する金銭債権の全部又は一部を放棄し、その放棄について一定の経済合理性が認められる場合には、債権者集会等の協議を経ない場合であってもその放棄した金額はその事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する特例を創設すべきである。

②債務免除を受けた債務者の取扱い

上記①により債務免除を受けた債務者については、法人税法第59条第2項の適用を受けることができる特例を創設すべきである。